

＜基本目標2＞個別課題ごとの推進すべき取組と実績・評価

第 4 期 計 画		評 価 の 内 容
課題項目	推進すべき主な取組	計画期間中（平成31～令和4年度）の主な実績及び評価
① 就業の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋市の自立支援センターへ就業支援相談員を派遣し、就業促進に努める。 ○ 「愛知ホームレス就業支援事業推進協議会」が実施する就業支援事業と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援センター（2か所）に就業支援相談員を各2名配置し、就業支援カウンセリングを7,453件実施。392人が就業により自立。 ○ 愛知ホームレス就業支援事業推進協議会において2,435人分の求人を確保。 ⇒ 毎年約100人が就業により自立するなど、具体的成果が挙げられている。
② 安定した居住場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅への優先入居を実施する。 ○ 愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携して、住宅情報の提供に努め、ホームレスの入居に対する家主、賃貸住宅経営者の理解を促進する。 ○ 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者に対する居住支援を行う居住支援法人の指定及びそれらの情報提供に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅において、ホームレス優先入居枠を年間6戸確保し、2戸に入居した。 ○ 高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅登録制度である「あんしん賃貸住宅」の登録数は145戸増加し累計3,096戸となった。 ○ 居住支援法人は12法人増加し、累計で27法人を指定。 ⇒ 必要な受け皿の整備が着実に進んでいる。
③ 保健及び医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉保健巡回相談等を通じて、ホームレスの健康状態の把握に努め、健診を受ける機会のない方へは健診の機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健サービス支援事業による健康診断を実施。受診者2名。 ⇒ 対象者は少ないが、保健師がホームレスの生活の場へ訪問する取組により、健康を仲介として自立支援の一端を担っている。
④ 生活に関する相談及び指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援機関を中心に、地域の関係機関が連携・協力して、ホームレスの個々のニーズに応じた総合的な生活相談や援助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内自立相談支援機関の新規相談件数は101,381件。 ○ 住居確保給付金の支給決定件数は11,691件。 ⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響により相談が急増。自立相談支援機関を中心に住居確保給付金の相談に応じる等、急激に困窮した人々への支援策として大きな役割を果たした。
⑤ ホームレス自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋市が実施している自立支援事業に積極的に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援センター（2か所）に就業支援相談員を各2名配置し、就業支援カウンセリングを7,453件実施。392人が就業により自立。【再掲】 ⇒ 名古屋市の自立支援センター入所者に対する就労支援により、毎年度3～4割の入所者が就労自立している。
⑥ ホームレスとなることを余儀なくされる恐れのある人々に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援機関が中心となり、巡回相談等による生活困窮者の把握及び支援が必要な方に対する相談窓口の周知等に努める。 ○ 一時生活支援事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援機関の新規相談件数は101,381件。【再掲】 ○ 住居確保給付金の支給決定件数は11,691件。【再掲】 ○ 一時生活支援事業（町村域対象）を実施し、延べ111人が利用。事業実施市町村数は12市増加し41市町村。 ⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響によりホームレスとなる恐れのある人に対し、自立相談支援機関を中心に即時的な支援を行うことで、路上生活に至ることを防ぐことができた。
⑦ 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無料低額宿泊事業に対して事業者指導を実施するとともに、入居している被保護者に対して居宅生活への移行や自立に向けた指導援助を行う。 ○ 一時生活支援事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1,375人が生活保護を受給することにより、ホームレス状態から脱却または不安定な居住環境にある方がホームレス状態になることを未然に防いだ。 ○ 毎年度、県内（政令市・中核市を除く）の無料低額宿泊所へ実地調査を行った。 ○ 一時生活支援事業（町村域対象）を実施し、延べ111人が利用。事業実施市町村数は12市増加し41市町村。【再掲】 ⇒ 生活保護や一時生活支援事業等によるセーフティネットが機能している。
⑧ 人権の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般県民の理解を促進するため、講演会の開催等啓発活動を実施する。 ○ 公立学校における人権教育を推進し、差別・偏見の解消に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権週間にホームレス問題講演会を開催。延べ155人が参加。 ○ ホームレスを含む人権問題や社会的弱者に対する差別・偏見をなくす指導について教員研修を継続して実施。 ⇒ 啓発活動により理解の促進が図られており、こうした取組を継続していく必要がある。
⑨ 地域における生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設の管理者が、市町村の福祉部局等と連携しながら、必要に応じて、巡視パトロールや物件の撤去指導、法令の規定に基づく監督処分等の措置をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路パトロールによる巡視、ゴミ等の撤去指導を継続して実施。 ⇒ 施設の管理者と市町村福祉部局が連携し、福祉的な支援と合わせて公共施設の適正管理を引き続き行っていく必要がある。
⑩ 地域における安全の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、警察によるパトロールを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察において地域安全活動や適切な保護活動を実施。 ⇒ 地域の安全確保やホームレスの被害防止を図るため、警察による活動を継続していく必要がある。
⑪ 民間団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政、民間支援団体、学識者等を交えた「ホームレス自立支援対策推進協議会」を開催し、計画の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレス自立支援対策推進協議会を毎年度開催。 ⇒ 引き続き、関係機関同士での情報共有等を通じて、地域における連携を図っていく必要がある。
⑫ ホームレスを生まない地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画を策定し、その推進により、地域の支援機能の向上を図る。 ○ 民生委員・児童委員活動の円滑な遂行及び充実、委員の資質向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画は、43市町村が策定済み。 ○ 民生委員・児童委員に対し、新任者への研修を毎年度実施。 ⇒ 地域での支援の担い手の育成等を継続して取り組んでいく必要がある。